

富士見市立

放課後児童クラブ

令和4年度 入室のしおり



【放課後児童クラブとは】

保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学校1年生から6年生までの児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するための施設です。

放課後児童クラブは、市内各小学校の敷地内に設置されています。

「富士見市立放課後児童クラブ一覧」（裏表紙）参照

【放課後児童クラブの概要】

開室時間・休室日

○ 開室時間

- (1) 学校の授業日（月～金曜日） 放課後から午後6時30分まで
- (2) 学校の休業日（土曜日・春休み・夏休み・冬休み・開校記念日・県民の日・学校行事の振替休日等） 午前8時から午後6時30分まで

○ 開室時間延長利用

都合により時間延長を必要とする児童については、延長利用申請書を事前に提出し、利用が認められた場合に限り、午後6時30分から午後7時まで延長利用することができます。なお利用に当たっては、児童一人につき月額1,000円が別途必要です。

○ 休室日

日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）

保護者負担金

単位：円

階層	区 分		負担金月額（基準額）	
			1人目	2人目以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0	0
B	A階層を除き、	前年度の市民税非課税世帯	1,500	1,000
C	前年分の所得税	前年度の市民税均等割のみ課税世帯	6,000	4,000
D	非課税世帯	前年度の市民税所得割課税世帯	8,000	5,300
E	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯		10,000	6,600

* 次の条件に該当する場合は、負担金の減額又は免除の対象となる場合があります。

- ①ひとり親世帯で、現に児童を扶養している世帯
 - ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている人がいる世帯
 - ③特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯
- ※ E階層の場合は、前年度の市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯

* B階層の世帯……………免除

* C・D・E階層の世帯……一人目の負担金は1/2、二人目以降の負担金は免除

- 負担金の支払方法は原則として口座振替となります。毎月末日（土日祝日の場合は翌営業日）に口座引き落としとなりますので残高の確認をお願いします。
 - 月途中の退室や利用日数が少ない場合でも日割りの金額になりません。
 - 同一世帯で同時に二人以上入室の場合、二人目以降の負担金月額は2/3となります。
 - 上記負担金のほか、入室時に傷害保険料が年1回必要となります。
 - おやつ代は、負担金に含まれています。
- ※ その他負担金の支払が困難になった時の分割納付や口座を開設できないなどの御相談は、随時、保育課で受け付けていますので速やかに御連絡ください。

【放課後児童クラブの入室について】

対象児童

保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学校1年生から6年生までの児童及び市長が認めた児童。

※ 就労による場合…週4日以上かつ午後3時以降も仕事をしている場合

夜間勤務、不規則勤務の場合はお問い合わせください。

申請方法

- 新年度（4月）の入室
11月に日時・場所を指定して受付を行います。
※入室手続に関する詳細については、「令和4年度放課後児童クラブの入室申請手続について」を御参照ください。
- 年度途中の入室
随時受け付けます。放課後児童クラブの入室は各月の1日が入室日となります。入室を希望する月の前月15日（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）までに、申請必要書類を揃えて市役所保育課に申請してください（郵送不可）。
※放課後児童クラブは、入室月から3月末日までが入室期間です。
次年度も継続して入室を希望する場合は、改めて申請が必要となります。

申請必要書類

- 入室申請書
入室児童一人につき1枚の提出です。
- 就労証明書及び自営業等申告書
入室児童一人につき1部の提出です。
※児童と同居している20歳以上65歳未満の方全員の証明が必要です。
※保育施設入所申込用の就労証明書等と併用できますが、その場合は保育所（園）用に原本、放課後児童クラブ用にそのコピーを提出してください。
※放課後児童クラブへの兄弟姉妹同時申請の場合における就労証明書の提出は、コピーでも構いません。
※自営業の方は、自営業等申告書と就労証明書の両方を提出してください。
※「就労」以外の入室要件の方は、提出書類が異なりますので「令和4年度放課後児童クラブの入室申請手続について」を御参照ください。
- 保護者負担金算定資料
世帯につき1部の提出です。令和3年分の源泉徴収票又は税務署受付印のある令和3年分確定申告書の写しを提出してください。
※新年度申請の場合は、資料がお手元に届いた後に提出をお願いしています。
※生活保護世帯については、福祉政策課にて交付を受けた「生活保護受給証明書」を提出してください。
※階層区分により課税証明書の提出が必要となる場合があります。
※算定資料が未提出の場合は、保護者負担金を最高額（E階層）で仮決定します。
※所得状況を公簿で確認させていただく場合があります。
- 延長利用申請書
入室児童一人につき1枚の提出です。利用希望者のみ提出してください。

その他

- 申請に必要な書類が全て揃っていないと受け付けることができません。御不明な点は、事前に保育課放課後児童係までお問い合わせください。
- 放課後児童クラブの入室は、受付順ではありません。提出された資料等を基に選考を行い、入室を決定します（新年度入室の選考結果は2月中旬頃、郵送で通知します。）。
- 放課後児童クラブの入室要件を満たしていない場合は、入室することができませんので、あらかじめ御了承ください。

富士見市立放課後児童クラブ一覧

放課後児童クラブは、全て市内の小学校の敷地内に設置しています。

施設名	所在地	連絡先
鶴瀬第1放課後児童クラブ	羽沢2-1-1	049-251-3292
鶴瀬第2放課後児童クラブ		049-252-8005
鶴瀬第3放課後児童クラブ		049-252-8006
水谷第1放課後児童クラブ	水谷1-13-3	049-254-3734
水谷第2放課後児童クラブ		049-252-2821
水谷第3放課後児童クラブ		049-252-2822
南畑放課後児童クラブ	上南畑1280	049-255-2406
関沢第1放課後児童クラブ	関沢3-24-1	049-254-5540
関沢第2放課後児童クラブ		049-253-0606
勝瀬第1放課後児童クラブ	勝瀬674	049-251-2972
勝瀬第2放課後児童クラブ		049-251-2973
水谷東放課後児童クラブ	水子3614	049-253-6047
諏訪第1放課後児童クラブ	鶴馬1932-1	049-251-6825
諏訪第2放課後児童クラブ		049-254-3551
諏訪第3放課後児童クラブ		049-253-2733
みずほ台第1放課後児童クラブ	東みずほ台3-21	049-251-0705
みずほ台第2放課後児童クラブ		049-253-3007
針ヶ谷第1放課後児童クラブ	針ヶ谷2-38-3	049-255-5517
針ヶ谷第2放課後児童クラブ		049-252-7300
ふじみ野第1放課後児童クラブ	ふじみ野東4-4-1	049-267-2362
ふじみ野第2放課後児童クラブ		049-267-2365
ふじみ野第3放課後児童クラブ		049-262-2627
つるせ台第1放課後児童クラブ	鶴瀬西2-9-1	049-254-3397
つるせ台第2放課後児童クラブ		049-293-2196
つるせ台第3放課後児童クラブ		049-293-2197

※令和3年10月1日現在のクラブ設置状況です。

なお、一つの小学校に複数クラブが設置されている場合は、入室説明会において、在籍するクラブをお知らせする予定です。

【問合せ先】

◆富士見市役所 子ども未来部 保育課 放課後児童係

電話：049-251-2711（内線203・205）

〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1

《指定管理者》

◆富士見市社会福祉事業団 放課後児童クラブ事務局

電話：049-251-8901

〒354-0021 富士見市大字鶴馬3360番地1（ケアセンターふじみ内）

※放課後児童クラブの運営は、施設の指定管理者として市が指定した

『社会福祉法人 富士見市社会福祉事業団』が行っています。